

## 生活環境の保全に関する環境基準の水域類型指定の見直しについて

## 1. 渡良瀬貯水池（谷中湖）

貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖に該当する水域であり、現在河川として類型指定されている水域である。全窒素、全リンについては、全窒素／全リン比が 20 以下であり、かつ全リン濃度が 0.02mg/L 以上である湖沼であるため、全窒素、全リンともに類型指定が必要な水域である。

以上から、河川 B 類型から湖沼 A II 類型に見直すものとする。類型指定（案）は以下に示すとおり。

表 1 渡良瀬貯水池（谷中湖）の水質予測結果と類型指定（案）

政令別表による名称	水域	水域類型	達成期間		現行の類型
			二	注	
利根川水系の 渡良瀬川	渡良瀬 貯水池 (谷中湖) (全域)	湖沼 A	二	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。 COD：平成 29 年度までの暫定目標 <b>7.4 mg/L (予測結果) 注)</b>	河川 B
		湖沼 II	二	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。 全窒素：平成 29 年度までの暫定目標 <b>1.3 mg/L (予測結果) 注)</b> 全リン：平成 29 年度までの暫定目標 <b>0.078 mg/L (予測結果) 注)</b>	—

注) 最低水位未満（干し上げ期）のデータを除外

## 2. 荒川貯水池（彩湖）

貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖に該当する水域であり、現在河川として類型指定されている水域である。全窒素、全リンについては、全窒素／全リン比が 20 以上となるため、全窒素は類型指定の適用が除外となる水域である。

以上から、河川 C 類型から湖沼 A III 類型に見直すものとする。類型指定（案）は以下に示すとおり。

表 2 荒川貯水池（彩湖）の水質予測結果と類型指定（案）

政令別表による名称	水域	水域類型	達成期間		現行の類型
			二	イ	
荒川水系の 荒川	荒川 貯水池 (彩湖) (全域)	湖沼 A	二	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。 COD：平成 29 年度までの暫定目標 <b>3.7 mg/L (予測結果)</b>	河川 C
		湖沼 III 全窒素を 除く	イ	全リン：直ちに達成 <b>0.021 mg/L (予測結果)</b>	—